

5文庁第3609号
令和5年11月10日

行政文書開示決定通知書

小笠原 裕 様

文化庁長官
都 倉 俊 一

令和5年9月8日付け（令和5年9月12日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

第186回（令和5年5月24日）宗教法人審議会の議事録

2 不開示とした部分とその理由

第181回～第188回宗教法人審議会における審議中、前記「開示する行政文書」以外の審議会の審議の内容を記録した文書については、同審議会の申合せにより非公開とされているほか、宗教法人「世界平和統一家庭連合」（以下「本件法人」という。）につき、宗教法人法第78条の2第1項各号の一に該当する疑いについての具体的な内容及びこれを推測させる情報が含まれている上、本件法人に関する個別具体的な内容となり、本件法人の活動・管理運営に関する非公知の情報が含まれています。

これを公開すると、本件法人に対する誹謗・中傷に利用されるおそれがあることから、これを公にすることにより、本件法人の自律性を阻害し、その活動を妨げることとなり、本件法人の宗教活動の自由等に係る利益を害するおそれがあるため、法第5条第2号イに該当します。

また、上記文書は、所轄庁たる国の機関の内部及び国の機関たる宗教法人審議会における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法第5条第5号に該当します。

さらに、上記文書は、報告徴収・質問権の行使についての着眼点等を推知させる情報が含まれており、これが公開されれば、今後の報告徴収・質問権の行使に係る事務に支障を生じさせることから、これを公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第5条第6号柱書に該当します。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

④ 宗教法人審議会の議事等について（申合せ）

平成 9 年 6 月 1 9 日
宗教法人審議会決定
平成 1 0 年 2 月 1 0 日一部改定
平成 1 5 年 3 月 3 日一部改定
令和 3 年 1 月 2 2 日一部改定
令和 4 年 1 1 月 2 1 日一部改定

第 1 章 議事の公開

- 1 本審議会の議事録は、下記 2 に係る審議を除き、原則として公開することとする。
- 2 行政処分及び審査請求並びに宗教法人法第 7 8 条の 2 の規定に係る審議については、原則として議事要旨を公開することとする。
- 3 会議の公開については、委員の自由闊達な討議を確保し、信教の自由に配慮して、非公開とする。
- 4 議事録及び議事要旨（以下「議事録等」という。）は、以下の方針により、作成し、公開するものとする。
 - （1） 議事録等には、審議会の開催日時、場所、出席委員、審議の概要を記載するものとする。
 - （2） 各委員の自由な討議を確保するため、議事録等に記載する委員の意見は匿名とする。
 - （3） 信教の自由に配慮して、個別の宗教法人名は記載しないこととする。但し、本審議会の答申の中に記載された法人名及び公開される会議資料に記載された法人名については、この限りでない。
 - （4） 議事録等は事務局において作成し、原則として、全委員の確認を得た後、すみやかに公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、審議会に諮った上で、必要な期間、議事録等の一部又は全部を公開しないことができる。
 - （5） 公開した議事録等は、次回審議会において委員に配布する。
- 5 審議終了後のブリーフィングについては、必要に応じて会長又は事務局により行う。
- 6 会議資料は、上記 2 の審議に係る資料を除き、原則として公開するものとする。但し、検討中の答申・報告書の原案等、本審議会において非公開とすることが適当であると認めるものについては、非公開とする。

第2章 審査請求に係る議事

- 7 行政不服審査法第9条に基づき審理員に指名された者は、本審議会に出席することができない。
- 8 宗教法人法第80条の2第1項に規定する審査請求に関し、審査庁から諮問を受けた本審議会は、諮問に対する答申を行う前に、審査庁から行政不服審査法第42条に基づく審理員意見書の提出を受けるものとする。

第3章 雑則

- 9 宗教法人審議会規則第11条の規定に基づき小委員会等が設置された場合、当該小委員会等での議事等に関しても、上記手順等に準ずるものとする。
- 10 宗教法人審議会規則第12条に基づき、審査庁からの諮問に対する答申を行うに当たり必要な事項について、本審議会は審査庁に調査をさせ、当該調査の結果を報告させることができる。
- 11 本申合せにおいて規定されていない事項については、関係法令等の定めに従い、適切に処理することとする。
- 12 平成8年4月26日付け「宗教法人審議会の議事等について（申合せ）」は、廃止する。

令和4年12月 定例会（第4回）

議事日程（第5号）

令和4年12月15日（木曜日）

午前10時開議

（開議）

○ 諸報告

- 1 総務財政委員会の所管事務調査の報告について
- 2 請願・陳情の付託について

- | | | |
|-----|---------|---|
| 第1 | 議案第128号 | 北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 第2 | 議案第129号 | 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について |
| 第3 | 議案第130号 | 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第4 | 議案第131号 | 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第5 | 議案第132号 | （仮称）桃園武道場新築工事請負契約締結について |
| 第6 | 議案第133号 | 春の町団地第1工区市営住宅建設工事請負契約締結について |
| 第7 | 議案第134号 | 当せん金付証票の発売について |
| 第8 | 議案第135号 | 公有水面埋立てによる土地確認について |
| 第9 | 議案第136号 | 町の区域の変更について |
| 第10 | 議案第137号 | 北九州高速道路整備計画の一部変更に関する同意について |
| 第11 | 議案第138号 | 市道路線の認定、変更及び廃止について |
| 第12 | 議案第139号 | 指定管理者の指定について（北九州市立もじ少年自然の家） |
| 第13 | 議案第140号 | 指定管理者の指定について（北九州テレワークセンター等） |
| ～ | ～ | ～ |
| 第17 | 議案第144号 | 指定管理者の指定について（北九州市立白野江植物公園） |
| 第18 | 議案第145号 | 指定管理者の指定について（新門司1・2号岸壁等） |
| 第19 | 議案第146号 | 指定管理者の指定について（北九州市立門司図書館等） |
| 第20 | 議案第147号 | 指定管理者の指定について（北九州市立門司図書館等） |
| 第21 | 議案第148号 | 指定管理者の指定について（北九州市立門司図書館等） |
| 第22 | 議案第149号 | 令和4年度北九州市一般会計補正予算（第5号） |
| 第23 | 議案第150号 | 令和4年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 第24 | 議案第151号 | 令和4年度北九州市食肉センター特別会計補正予算（第1号） |
| 第25 | 議案第152号 | 令和4年度北九州市卸売市場特別会計補正予算（第2号） |
| 第26 | 議案第153号 | 令和4年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第2号） |
| 第27 | 議案第154号 | 令和4年度北九州市港湾整備特別会計補正予算（第1号） |
| 第28 | 議案第155号 | 令和4年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第3号） |
| 第29 | 議案第156号 | 令和4年度北九州市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第30 | 議案第157号 | 令和4年度北九州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 第31 | 議案第158号 | 令和4年度北九州市上水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第32 | 議案第159号 | 令和4年度北九州市工業用水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第33 | 議案第160号 | 令和4年度北九州市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第34 | 議案第161号 | 令和4年度北九州市公営競技事業会計補正予算（第1号） |
| 第35 | 議案第162号 | 北九州市土地利用審査会委員の任命について |

- 第3 議員提出
6 議案 北九州市議会委員会条例の一部改正について
第42号

- 第3 議員提出
7 議案 北九州市議会会議規則の一部改正について
第43号
- 第3 議員提出
8 議案 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書につ
第44号 て
- 第3 議員提出
9 議案 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書につ
第45号 いて
- 第4 議員提出
0 議案 アスベスト建材製造企業の賠償実行と建設アスベスト給付金法の改
第46号 正を求める意見書について
- 第4 議員提出
1 議案 マイナンバーカード取得を強制する健康保険証の廃止方針の撤回を
第47号 求める意見書について
- 第4 議員提出
2 議案 インボイス制度の実施中止・延期を求める意見書について
第48号
- 第4 議員提出
3 議案 大軍拡をやめ、賃上げを軸にしたくらし・経済の立て直しを求める
第49号 意見書について
- 第4 議員提出
4 議案 旧統一教会の解散請求を直ちに行い、被害者の救済を求める意見書
第50号 について
- 第4 議員提出
5 議案 反社会的な旧統一教会に関与しないことを確認する決議について
第51号
- 第46 請願・陳情の継続審査について
第47 所管事務の継続調査について
第48 会議録署名議員の指名

(閉 会)

会議に付した事件

- 日程第1 議案第128号から
日程第34 議案第161号まで
日程第35 議案第162号
日程第36 議員提出議案第42号から
日程第45 議員提出議案第51号まで
日程第46 請願・陳情の継続審査について
日程第47 所管事務の継続調査について
日程第48 会議録署名議員の指名

出席議員 (54人)

1番	吉村太志	3番	田中元
4番	吉田幸正	5番	宮崎吉輝
6番	田仲常郎	7番	中村義雄
8番	井上秀作	9番	村上幸一

10番	戸町	武弘	11番	香月	耕治
12番	中島	慎一	13番	渡邊	均
14番	日野	雄二	15番	鷹木	研一郎
16番	西田	一	17番	中島	隆治
18番	渡辺	修一	19番	富士川	厚子
20番	金子	秀一	21番	木畑	広宣
22番	松岡	裕一郎	23番	木渡	辺徹
24番	村上	直樹	25番	成重	正丈
26番	本田	忠弘	27番	山本	眞智子
28番	木下	幸子	29番	岡本	義之
31番	森下	由美	32番	三宅	まゆみ
33番	浜口	恒博	35番	奥村	直樹
36番	大久保	無我	37番	泉	日出夫
38番	森	結実子	39番	小宮	けい子
40番	白石	一裕	41番	小出	口成信
42番	伊藤	淳一	43番	高橋	加都
44番	永井	佑成	45番	藤沢	加代
46番	山内	涼成	47番	荒川	徹里
48番	大石	正信	49番	荒有	田絵
50番	松尾	和也	51番	篠原	研治
52番	大石	仁人	53番	三原	研朝利
54番	井上	純子	55番	井上	しんご
56番	村上	さとこ	57番	本田	一郎

欠席議員 (3人)

2番	佐藤	栄作	30番	世良	俊明
34番	河田	圭一郎			

説明のために出席した者の職氏名

市長	北橋	健治	副市長	梅本	和秀
副市長	稲原	浩浩	副市長	西田	幸生
会計室長	山本	浩二	危機管理監	谷延	正夫
デジタル政策監	上田	紘嗣	技術監理局長	青木	幸浩
企画調整局長	武藤	朋美	総務局長	大庭	千賀子
財政局長	中西	満信	市民文化		
保健福祉局長	永富	秀樹	スポーツ局長	柏井	宏之
環境局長	柴田	泰平	子ども家庭		
建設局長	丹田	健二	局長	清田	啓子
港湾空港局長	佐溝	圭太郎	産業経済局長	北里	勝利
上下水道局長	兼尾	明利	建築都市局長	上村	周二
公営競技局長	三浦	隆宏	消防局長	本脇	尉勝
行政委員会			交通局長	福田	啓二
事務局長	田尾	弘	教育長	田島	裕美

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福島	俊典	次長	馬場	秀一
					ほか関係職員

午前10時00分開議

△日程第1 議案第128号から日程第34 議案第161号まで

○議長（鷹木研一郎君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程に入る前に、諸報告をいたします。

総務財政委員会から、お手元配付のとおり所管事務調査の報告がっております。

次に、請願2件及び陳情5件を所管の常任委員会にそれぞれ付託いたしました。

以上、報告いたします。

日程第1 議案第128号から日程第34 議案第161号までの34件を一括して議題といたします。

各委員会での審査の経過及び結果について報告を求めます。

まず、総務財政委員長、3番 田中議員。

◆3番（田中元君） 総務財政委員会に付託されました議案4件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第128号について委員から、本市職員の民間初任給の賃金格差、会計年度任用職員の勤勉手当支給に向けた処遇改善等について質疑があり、当局から、本市職員の民間の初任給の賃金格差については、現状格差があることは認識しているが、給料表の構造上の問題もあり、直ちに改善することは困難である。今後も民間との給与格差の状況を踏まえながら、給料表の改定については、初任給を含め検討したい。

会計年度任用職員の勤勉手当支給に向けた処遇改善については、現行、法規定により勤勉手当が支給できない状況にあるが、現在国において勤勉手当の支給について検討されていることから、今後国の動向を見守りたい等の答弁がありました。

なお、委員から、会計年度任用職員の処遇について、正規職員と均衡を図るよう国に要望されたい等の意見がありました。

次に、議案第149号のうち所管分について委員から、光熱費の価格高騰対策、市制60周年記念事業における市民公募事業等について質疑があり、当局から、光熱費の価格高騰対策については、電気やガス代が年度当初と比べても1.5倍と上がり、補正額30億円規模となっている。さらなる節電対策に取り組み、今後の使用量の削減を図っていききたい。

市制60周年記念事業における市民公募事業については、本市の自然や文化、モノづくり等の魅力向上につながるもの、あるいはSDGsやカーボンニュートラルの取組を促進するものなどで、個人や団体が企画、実施するイベント等に助成していききたい等の答弁がありました。

なお、委員から、価格高騰の現状は非常事態であり、公共施設の利用頻度や必要性を考慮し、営業時間を短縮するなど工夫されたいとの意見がありました。

以上の経過で、議案第128号、129号及び134号の以上3件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第149号のうち所管分については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鷹木研一郎君） 次に、経済港湾委員長、36番 大久保議員。

◆36番（大久保無我君） 経済港湾委員会に付託されました議案10件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第141号について委員から、共同研究開発センターの運営に当たって、利用者の利便性向上のため、半導体に係る専門家の登用を検討されたい等の意見がありました。

次に、議案第142号について委員から、指定管理者の選定に係る検討委員会の委員については、地域の意向を踏まえて選任するなど円滑な事業実施に努められたい。

指定管理者については、事業内容や地元と連携が図れているかなどを重視して選定されたい。また、指定管理料を下げたことにより、施設で働く方々の給与が下がること等がないよう留意されたい。

指定管理者が変更となった場合、市が新しい指定管理者と円滑な事業実施を図り、本市への誘客が促進されるよう努められたい等の意見がありました。

次に、議案第146号について委員から、本市の物流拠点となる北九州港の指定管理に当たっては、職員がしっかりと経験を積み、技術等の継承が図れるよう、職員の正規

化に向けて市も意見されたい等の意見がありました。

次に、議案第149号のうち所管分について委員から、産地生産基盤パワーアップ事業等について質疑があり、当局から、農業用資材の高騰が経営を圧迫していることは十分に認識しており、引き続き農家の実情把握に努めてまいりたい。また、国や県に対して資材の高騰に対する直接的な支援を要望するとともに、既存の助成制度の周知にも積極的に取り組んでまいりたい等の答弁がありました。

なお、委員から、インバウンド対策については、外国人観光客が魅力を感じ本市への誘客が促進されるような取組を検討されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第141号、149号のうち所管分、152号、154号及び161号の以上5件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第140号、142号から144号まで及び146号の以上5件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鷹木研一郎君） 次に、教育文化委員長、45番 藤沢議員。

◆45番（藤沢加代君） 教育文化委員会に付託されました議案6件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第147号及び148号について委員から、図書館が読書バリアフリー法の視点を持って、障害のある方への情報発信の場となるよう努められたい。

図書館司書を多く配置し、館長には司書資格とマネジメントスキルを持った人材を登用するよう図られたい等の意見がありました。

次に、議案第149号のうち所管分について委員から、物価高騰等に伴う公共施設の光熱費の補正予算の計上だけでなく、指定管理者や民間委託業者への人件費も含め検討されたい。

給食の異物混入対策として、今後も継続して備品の管理や更新にしっかり取り組まれたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第131号、135号、136号及び149号のうち所管分の以上4件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第147号及び148号の以上2件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鷹木研一郎君） 次に、保健福祉委員長、28番 木下議員。

◆28番（木下幸子君） 保健福祉委員会に付託されました議案6件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第139号について委員から、少年自然の家における防災対策や非常災害時のマニュアルを確認し、見直しが必要な場合は早急に見直されたい等の意見がありました。

次に、議案第149号のうち所管分について委員から、光熱費等支援事業等について質疑があり、当局から、物価高騰の影響について、各施設団体を通じた実態調査を行ったが、施設の規模や運営体制などにより様々であり、積算が困難な状況があった。まずは福岡県の基準に合わせることで、今後各施設の状況をしっかり把握しながら、必要な支援の検討とともに、財源の確保について国や県に必要なに応じて要望してまいりたい等の答弁がありました。

なお、委員から、光熱費等支援事業については、今後現場の意見を丁寧に聞くなど実態を把握するとともに、従事者の処遇への影響も踏まえ、十分な支援に努められたい。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業については、漏れなく申請に結びつけられるよう、窓口での制度案内等に努められたい。

出産・子育て応援交付金事業については、市民に対し積極的にPRされたい。

がん検診等の健康増進関係経費の積算については、受診率の目標及びその向上のための具体的な計画等を踏まえて検討されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第151号、156号及び157号の以上3件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第139号、149号のうち所管分及び150号の以上3件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鷹木研一郎君） 次に、環境水道委員長、17番 中島議員。

◆17番（中島隆治君） 環境水道委員会に付託されました議案4件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第149号のうち所管分について委員から、プラスチックの根本的な排出削減に取り組まれない。

プラスチックの資源化については、広域連携にも積極的に取り組まれない。

プラスチック一括回収資源化事業の委託先選定について、地元企業を活用されたい。

プラスチックの再商品化については、アイデアを生かしブランド化を図るなど、可能性が広がるよう取り組まれない等の意見がありました。

次に、議案第158号について委員から、エネルギー価格の上昇に伴い物価高となっている今、市民生活を守るため水道料金の維持に努められたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第149号のうち所管分及び158号から160号までの以上4件については、いずれも全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鷹木研一郎君） 次に、建設建築委員会、26番 本田議員。

◆26番（本田忠弘君） 建設建築委員会に付託されました議案9件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第149号のうち所管分について委員から、職員給与費減額の経緯と理由等について質疑があり、当局から、職員給与については、昨年の支給人員をベースに算定した当初予算額と、現時点で算定した額との差額を補正するものである。年度途中の退職者等を再計算し、支給人員ベースで建設局は職員9名分相当の減額となり、建築都市局は職員2名分相当の減額となった等の答弁がありました。

以上の経過で、議案第130号、132号、133号、137号、138号、149号のうち所管分、153号及び155号の以上8件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第145号については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鷹木研一郎君） 次に、北九州空港機能強化・利用促進特別委員長、7番 中村議員。

◆7番（中村義雄君） 北九州空港機能強化・利用促進特別委員会に付託されました議案1件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第149号のうち所管分について委員から、北九州空港発のジ・アウトレット行きのバス及び皿倉ケーブルカー、スロープカーの利用料金に対する助成事業などについて質疑があり、当局から、同事業は日本新三大夜景に認定された皿倉山を生かし、首都圏から北九州空港への誘客を図るために行うものである。今後、産業経済局と連携し、門司港レトロなどを観光客が訪れ、かつ、市内への宿泊を支援するような企画を検討してまいりたい等の答弁がありました。

以上の経過で、議案第149号のうち所管分については、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鷹木研一郎君） ただいまの各委員長の報告に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

ただいまから討論に入ります。48番 大石議員。

◆48番（大石正信君） 日本共産党の大石正信です。私は、日本共産党市会議員団を代表して、議案第139号外10件に反対し、その主なものについて討論を行います。

まず、指定管理者の指定に関する議案については、議案第141号を除き議案9件に反対し、議案第147号、門司図書館、議案第148号、戸畑図書館について述べます。

そもそも我が党は、公の施設の管理運営に対して、営利を目的とする民間企業への指定管理者に反対してきました。公立図書館は図書館法に定められた住民の誰もが無料で利用でき、住民の知る権利を保障する施設として、継続性、安定性、公平性が求められる施設です。ところが、指定管理者制度は1期が5年で更新されるため、職員を有期雇用とするなど不安定な雇用条件であるため、安定的、継続的な運営ができないものです。そのため、我が党は教育機関としての公立図書館に指定管理者制度はなじまないと考えるものです。

本市における公立図書館への指定管理者制度導入は2005年に始まりましたが、全国的には公立図書館の指定管理者制度の導入自治体は2019年度19%と、決して多いとは言えません。指定管理者制度を一旦導入したものの、小郡市立図書館のように直営に戻すなどの事例もあります。

門司図書館について指摘しなければならないのは、公共施設マネジメントで高潮浸水想定区域にあるJRの土地に建設される門司港地域複合公共施設の1階に移転、建て替える計画に組み込まれていることでもあります。この地域が浸水想定区域であるために、8,000冊に及ぶ貴重図書の避難等、防災対策を余儀なくされ、止水板の設置や2階以上に保管庫を確保するなど、さらに事業費が増えることも予想されます。

本会議では、貴重図書等の防水対策として、大里分館、新門司分館、中央図書館に分散して所蔵するとの見解が示されましたが、1か所に書籍を所蔵できないような施設を図書館と言えるのか疑問です。

第2に、議案第149号、令和4年度一般会計補正予算についてです。

一般会計補正予算のうち、マイナポイント支援事業2,340万円、及び医療扶助のオンライン資格確認導入事業750万円と、債務負担行為520万円のマイナンバー制度関連事業については賛成できません。

マイナポイント支援事業は、マイナンバーカード申請期限延長のための体制増強のための費用であり、オンライン資格確認導入事業は、生活保護の医療扶助におけるマイナンバーカードによる生活保護受給者のオンライン資格確認のためのシステム導入に係る費用です。

本来、マイナンバーカードの取得は任意が原則です。ところが、オンライン資格確認導入事業は、マイナンバーカードの取得が半ば強制されることになりかねません。保護課は受給者に対して今年3月と12月、2度にわたりカード取得の案内チラシを郵送しています。市は、医療券を役所に取りに行かなくてもよい、自らの医療情報にアクセスできるとしてメリットを強調していますが、紛失、不正利用の危険性や、5年ごとのカード更新にも触れておらず、カード取得を進めることは大きな問題です。しかも、受診前に保護課に一報を入れなければならないなどの手間は残るものです。

政府は、2024年秋からの健康保険証、2024年度末には運転免許証、2025年度から在留カードとの一体化をにらみ、2022年度末までに全ての国民にカードを持たせることを目標としています。しかし、カード取得促進のため、最大2万円のマイナポイント制を大宣伝しても、2022年11月末現在、取得率はようやく全国で53.9%、本市で55.8%に達した状況です。普及が進まない原因は、国民が必要性感じておらず、情報漏えいの懸念など制度そのものに対する警戒心があるからです。物価高騰など厳しい国民生活を脇目に、このような事業に多額の税金を投入することに対して、市として国に中止を求めるべきです。

マイナンバーカードについては、プライバシー権の侵害とともに国民の所得、資産とひもづけし、国民への徴収強化や社会保障給付の削減を押しつける制度であり、廃止すべきであり、関連予算は認められません。

以上、反対する議案のうち主なものについて、その理由を述べました。

討論の最後に申し上げます。

市民と中小業者の営業と暮らしは、円安、物価高騰、コロナ禍でかつてない苦難を強いられています。今議会に提出された物価高騰対策の補正予算は、市民と中小業者の苦難への支援策としては極めて不十分と言わざるを得ません。

また、2023年10月からプラスチック一括回収資源化事業、容器包装プラスチックと製品プラスチックの中間処理及び再製品化に要する経費13億4,480万円が計上されています。この事業の目的であるプラスチックごみの削減、リサイクルの促進のためには、資源袋の無料化に踏み切るべきであることを指摘するものです。

さて、岸田政権は、大軍拡、大增税の一方、年金の削減や75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担の2倍化、介護サービス利用料の2倍化など、社会保障の削減を進めようとしています。これは絶対に許されるものではありません。

我が党は、コロナ禍と円安、物価高騰から中小業者の営業と暮らしを守るために、持続化給付金、家賃支援などの直接支援や消費税の減税、インボイスの中止を国に求めるとともに、本市独自の中小企業への支援策を求めるものです。

以上で討論を終わります。

○議長（鷹木研一郎君） 以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

各委員長から報告のありました議案34件のうち、まず、議案第128号から138号まで、141号及び151号から161号までの23件について、一括採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、議案23件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第139号、140号及び142号から150号までの11件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案11件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、日程第35 議案第162号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

◎市長(北橋健治君) ただいま上程されました議案について御説明いたします。

北九州市土地利用審査会委員の任命については、委員5名が本年12月22日に任期満了となることに伴い、その後任として議案に記載の者を任命するためのものであります。

以上、上程されました議案について提案理由の説明をいたしました。よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いいたします。

△日程第36 議員提出議案第42号から、日程第45 議員提出議案第51号まで

○議長(鷹木研一郎君) 質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第162号については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。本件については、原案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案に同意することに決定いたしました。

次に、日程第36 議員提出議案第42号から、日程第45 議員提出議案第51号までの10件を一括して議題といたします。

まず、議員提出議案第42号から45号まで及び51号の5件について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、5番 宮崎議員。

◆5番(宮崎吉輝君) ただいま議題となりました議員提出議案第42号から45号及び第51号について、一括して提案理由の説明を行います。

議員提出議案第42号、北九州市議会委員会条例の一部改正について及び議員提出議案第43号、北九州市議会会議規則の一部改正についての以上2件について、一括して申し上げます。

議案第42号及び43号は、いずれも新型コロナウイルス感染症、その他の重大な感染症のまん延、災害の発生などにより、委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときであっても、議会活動を停滞させないことが必要です。そこで、事業継続計画、いわゆるBCPの観点から、議会運営委員会において協議を重ねた結果、オンラインによる方法で委員会を開催できるようにすることが必要との結論が得られたため、関係規定を改めるものです。

次に、第44号、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書について申し上げます。

带状疱疹しんの発症予防にはワクチンが有効とされていますが、費用が高額になることから、接種を諦める高齢者も少なくありません。また、带状疱疹しんは、神経の損傷によって、その後も痛みが続く带状疱疹しん後神経痛と呼ばれる合併症に加え、角膜炎や難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあると言われております。よって、政府に対し、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性などを早急に確認

し、帯状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を要請するものです。

次に、第45号、知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書について申し上げます。

知的障害者に関しては、知的障害者福祉法で知的障害者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障害あるいは知的障害者の定義は規定されていません。また、知的障害については、自治体により障害の程度区分に差があり、各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じています。自閉症の方への手帳交付も都道府県によって対応が異なっています。よって、国会及び政府に対し、国際的な知的障害の定義や、自治体の負担なども踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障害行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを要請するものです。

最後に、第51号、反社会的な旧統一教会に関与しないことを確認する決議について申し上げます。

旧統一教会、現在の世界平和統一家庭連合は、靈感商法や多額献金の強要、集団結婚などで多数の被害者をつくり出してきました。全国靈感商法対策弁護士連絡会、いわゆる全国弁連は、2021年までの約35年間で、全国弁連の弁護士や消費生活センターが受けた旧統一教会に関する相談件数は3万4,537件で、被害総額は1,237億円に上るとし、これでも氷山の一角だとしています。そのような反社会的活動を繰り返す一方で、旧統一教会は政治家への関与を強めてきました。文部科学省は旧統一教会に対し、宗教法人法に基づく質問権を行使し、解散命令の請求要件に該当するかどうかを調査しています。また、先日法人などによる寄附の不当な勧誘の防止などに関する法律、いわゆる被害者救済法が成立したところです。市民の代表である市議会議員がこのような反社会的な団体に関与することは、市民の政治に対する不信感を増し、さらなる被害者をつくり出すことにつながりかねません。よって、本市議会は、旧統一教会との間で行事への参加やメッセージなどの送付、会費の納付などの関係を一切持たないことをここに宣言するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（鷹木研一郎君） 次に、議員提出議案第46号から50号までの5件について、提案理由の説明を求めます。41番 出口議員。

◆41番（出口成信君） ただいま議題となりました議員提出議案第46号から第50号までの5件について、一括して提案理由の説明を行います。

初めに、第46号、アスベスト建材製造企業の賠償実行と建設アスベスト給付金法の改正を求める意見書についてです。

2021年5月17日、最高裁は、建設業従事者のアスベスト、石綿被害に対して、一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに、国は未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律、建設アスベスト給付金法を成立させ、2022年1月に給付金制度が開始されました。しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状があります。よって、国会及び政府に対し、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、アスベスト建材製造企業に早急に賠償を実行するよう求めるとともに、建設アスベスト給付金法の改正を早期に実施することを要請するものです。

次に、第47号、マイナンバーカード取得を強制する健康保険証の廃止方針の撤回を求める意見書についてです。

岸田政権は2024年度秋に現行の健康保険証を廃止し、代わりにマイナンバーカードを使うマイナ保険証への切替えを発表しました。これまで任意としてきたカード取得を事実上、強制化するもので、医療関係者、日本弁護士連合会をはじめ、広範な団体から反対の声を上げられています。国がつぎ込んだ国費は令和3年3月末時点で8,800億円に上り、任意取得の原則に反する事業に多額の税金をつぎ込むこと自体大きな問題です。それにもかかわらず、マイナンバーカード普及率は本年9月末時点で49%にすぎず、昨年10月に始まったマイナ保険証の利用登録者は全人口の約2割にとどまっています。その理由は、メリット、必要性を感じない、手続きが面倒、情報流出が怖い

など、政府への信頼感のなさが示されています。よって、政府に対し、マイナンバーカード取得を強制する健康保険証の廃止方針を撤回するよう要請するものです。

次に、第48号、インボイス制度の実施中止・延期を求める意見書についてです。

中小業者、フリーランスなどに消費税の負担増を迫るインボイス制度の実施、2023年10月まで1年を切りました。インボイス制度の実態が知られるにつけ、これまでの枠を超えて中止、延期を求める声が広がっています。11月16日には、声優、アニメ、演劇、漫画の業界に関わる有志でつくるエンタメ4団体が記者会見し、インボイス制度導入の中止を求める声明を発表しました。日本商工会議所、全国間接税会総連合会、日本税理士会連合会も導入延期を求め、全国青色申告会総連合はインボイス制度の廃止または凍結を求めています。インボイス制度中止、延期を求める自治体の意見書も、2021年には93自治体でしたが、本年9月末には289自治体へ急増しています。あらゆる分野の職業に増税を強いるインボイス制度は中止、延期するしかありません。よって、政府に対し、インボイス制度の実施中止、延期をするよう要請するものです。

次に、第49号、大軍拡をやめ、賃上げを軸にしたくらし・経済の立て直しを求める意見書についてです。

油代が上がり、天ぷらの価格を上げた、子供の給食費が暮らしの大きな負担、米価下落、肥料代の値上がりで、農協に米を納めてもお金が足りないなど、今物価高騰によって国民生活の悪化が深刻さを増しています。これまで自公政権は、大企業、富裕層に減税を行う一方、消費税を2度も増税し、年金削減や医療、介護を切り捨て、社会保障を連続改悪してきました。その結果、日本は先進国の中でも賃金が上がらず、成長が止まった特異な国となりました。今、その打開が求められています。鍵となるのは賃上げを軸に、内需を活発化し、実体経済を立て直すことです。財源は大企業、富裕層がこれまでため込んできた内部留保に加え、暮らしを犠牲にする大軍拡予算を、国民の暮らしと経済の立て直しに回すことです。それは社会全体としての消費を活発化し、新たな経済成長にもつながります。よって、政府に対し、大軍拡をやめ賃上げを軸とした経済の立て直しを行うよう要請するものです。

最後に、第50号、旧統一教会の解散請求を直ちに行い、被害者の救済を求める意見書についてです。

国会では、旧統一教会に対する解散命令請求が焦点の一つになりました。世論調査では請求すべきが、請求する必要がないを大きく上回っています。現在、旧統一教会は、宗教法人、公益法人として社会的信頼や、法人税や消費税等の税制上の優遇を得ています。請求に基づいて裁判所から解散命令を下せば、これらの宗教法人に与えられる待遇が剥奪されることとなります。請求の要件は、法令に違反し、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたことです。全国霊感商法対策弁護士連絡会によると、旧統一教会の違法行為を認定した司法判断は、民事事件で少なくとも22件、2010年以降、旧統一教会による被害額は約138億円にも上り、公共の福祉を害してきたのです。こうした団体に公的な信頼や税制の優遇を与えるべきではありません。よって、政府に対し、法令に違反し、著しく公共の福祉を害してきた旧統一教会の解散請求を直ちに行い、新たな被害の防止と、苦しむ被害者の救済に早急に取り組むことを要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（鷹木研一郎君） ただいまから質疑に入ります。51番 篠原議員。

◆51番（篠原研治君） 日本維新の会の篠原研治です。提出されています議員提出議案第51号、反社会的な旧統一教会に関与しないことを確認する決議について質疑させていただきます。

まず初めに、旧統一教会について擁護する質疑ではありませんので、誤解のないようお願いいたします。

現在、全国的に旧統一教会と政治家の癒着について大きな社会問題になっています。その中で提出されている決議案ですが、この決議案には、本議会は旧統一教会との間で行事への参加やメッセージなどの送付、会費の納付等の関係を一切持たないことをここに宣言すると書いてあります。

日本維新の会としては、支援団体、支援企業を一切持たない、しがらみのない政治活動というのをやっていますから、今後もこういう団体と付き合いつもりはないのですが、問題の本質は行事への参加ではなく、メッセージの送付ではなく、反社会的な

団体に賛同する行為、お墨つきを与える行為ではないかと考えます。

例えば、行事に参加してスピーチを任されて、その反社会的な団体に賛同するような内容を述べるのは問題だと思います。ほかにも、スピーチを任されていなくても、団体をリスペクトするような行為が見られると、それは問題だと思います。行事への参加は必ずしも賛同を意味することではないとも考えます。これだけ社会問題になっているので、旧統一教会を政治家として調査しなければならない場合もあるかもしれません。どれだけの人が集まっているのか、どんな人たちが集まっているのか、どのようなことを中でやっているのかなど、調査を兼ねた接触や行事への参加も必要な場合があるかもしれません。メッセージの送付についても、祝電であれば問題があると思いますが、意見や抗議を含めたメッセージであれば問題はないのではないかと思います。

例えば、北九州の新しい施設が開館したとして、そこに式典などでよく行ったりしますが、必ずしも全て賛同しているから出席しているのではなく、どんな施設なのか、問題はないのか、無駄はないのか厳しい目線を持って参加している場合もあります。もし北九州の市議会議員がこのような調査を含めて関係を一切持たないとなると、旧統一教会の内情把握も難しくなり、反社会的な団体の暴走を止められなくなる可能性もあるかもしれません。このような参加にもいろいろな捉え方がある中で、決議案では行事への参加、メッセージなどの送付を内容にかかわらず関係を持たないことを宣言するというふうな内容になっています。

私は、宗教にあまりなじみがないので、この言い方が正しいかどうか分かりませんが、純粋に宗教を信仰していて、まだ抜け出せていない、世間から見られているような反社会的な団体だと気づけていない、北九州市民の信者がそこにいたとして、その方がこの決議案を知ったとき、私たちこの市議会議員たちに市政相談しにくくなるのではないかと懸念しています。

今回の決議案は、あくまでも団体との関係を持たないと書いており、個人との関係を持たないとは書いていないのですが、ただこの信者の方は相談しにくくなり、孤立するのではないかと考えます。SDGsの理念で誰一人取り残さないというフレーズがありますが、これはすごく難しいことだと思うので、僕は一言もこれを口にしたことはありませんが、議会の議事録を調べてみると、今ここにいる現職の議員の方たちで、過去に10人ほどの方たちが、誰一人取り残さない政治をと発言されています。この決議案はまだ抜け出せていない人を孤立させる、取り残すことを助長するかもしれません。

僕たちは、みんなで特定の団体と関係を持たないようにしようねと先に決めることよりも、被害者の人たちや、被害者にこれからなり得る人たちを北九州でどういうふうに未然に防いでいくか、どういうふうに増やさないようにしていくか、国でも議論はされていますが、僕たちはここ北九州で、これ以上被害を止めるためにはどうしたらいいか、それをこの議場で話し合うべきではないでしょうか。北九州市議会議員が統一教会との関係を絶ったとしても、問題は解決しません。

私は、そもそも特定の団体から特別な支援をもらったり、支援をしたりなどはこれからするつもりもありませんが、なので、この決議案に関してはおおむね賛成すると思いますが、簡単に質問だけさせていただきます。

1点目に、決議案にある行事への参加とメッセージなどの送付というのはどの範囲のことを指しているのか教えてください。

2点目に、この決議案が可決されることによってどのような影響があるか考えていますでしょうか、教えてください。

以上で第1質疑を終わります。

○議長（鷹木研一郎君） 46番 山内議員。

◆46番（山内涼成君） ありがとうございます。提出者を代表して私から答弁させていただきます。

本決議案は、現在では世界平和統一家庭連合と名称を変えております旧統一教会が行ってきた反社会的な活動について、本市議会として今後関係を一切持たないことを宣言するものであります。

旧統一教会は違法ないわゆる靈感商法による売買や多額の献金の強要、それから、集団結婚等で多くの被害者をつくり出してきたことは御承知のとおりであります。この問題に関しましては、政治家も選挙活動の支援やパーティー券購入等の見返りとして、旧統一教会が行うイベント、行事に出席をしたり祝電を送ったりすることで、旧

統一教会の活動にお墨つきを与えてきました。現在、国においては文部科学省が宗教法人法に基づく質問権を行使し、解散命令の請求要件に該当するかどうかを調査しています。

また、先日法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律、いわゆる被害者救済法が成立したところです。今こそ本市議会としても、旧統一教会との間と一切の関係を持たないことを市民の皆さんに対して明確に宣言する必要があると考え、この決議案を提出したものであります。

御質問にありました決議案における調査目的の参加や、反対のメッセージも行わないという趣旨かということにつきましては、わざわざ調査のために旧統一教会の行事に参加したり、反対や批判のメッセージを送ったりすることは、市議会議員の活動としては一般的には想定されないと考えます。いずれにしろ、本決議案が可決された後は反社会的な旧統一教会の活動を助長することにならないよう、また、市民からそのような誤解を受けないように、各議員が北九州市民の信託を受けた市会議員として、自らの意思と政治信念によって主体的な判断で行動することになると考えております。

また、議員へ相談しにくくなるなどのマイナスの影響、これをどの程度考えているのかという御質問につきましては、この決議によって旧統一教会への相談をしにくくなるということは考えられません。むしろ本市議会の議員が旧統一教会への関わりを絶つという宣言をすることで、議員へ相談したいとの希望がある市民にとって、より相談しやすい、そしてまた、未然に防ぐという環境も整うということが考えられます。以上でございます。

○議長（鷹木研一郎君） 51番 篠原議員。

◆51番（篠原研治君） ありがとうございます。

今最後に、相談しにくくなるということは考えられませんというようなことがあったんですが、それはどうしてでしょうか。

○議長（鷹木研一郎君） 46番 山内議員。

◆46番（山内涼成君） 社会的に、いわゆる反社と言われる旧統一教会に対して市議会議員が、これとは関わりを持たないという宣言をすることによって、じゃあ関わりのない議員とだったらこれを相談しようかなとか、それから、旧統一教会から救ってほしいという相談をしやすくなるというのは当然のことだと私は思っています。以上です。

○議長（鷹木研一郎君） 51番 篠原議員。

◆51番（篠原研治君） ありがとうございます。

関わりがないから相談しやすくなるという方もいるかもしれませんが。ただ、みんながそういうふうにするわけではなく、やはり今どっぴりとこの反社会的な団体の中に洗脳して入っている人たちが、例えば子供がいて、その子供を小学校、中学校、市立中学校に通わせている、何か要望したいなというときに、この決議案、市議会議員の皆さんが関係を持たない、統一教会と関係を持たないというふうに宣言していることによって、関係を持たないんだ、自分は信者だけでも、じゃあ市政相談はどこにしたらいんだ、まず、そもそもの信者である前に、北九州市民なんですよ。その方がまず普通の生活での市政相談ができなくなるんじゃないかと懸念しています。どうでしょうか。

○議長（鷹木研一郎君） 46番 山内議員。

◆46番（山内涼成君） そもそもで言いますと、違法ないわゆる靈感商法による売買や多額の献金の強要を35年間やってきた団体であります。この団体に対して私たちは議員として関わらないんだという宣言をすることによって、市民の皆さんも、より相談をしやすくなる、そして、それに対して相談もしやすくなるし、救ってほしいと助けを求める声も救済できるんじゃないかと考えています。

○議長（鷹木研一郎君） 51番 篠原議員。

◆51番（篠原研治君） ありがとうございます。

だから、そういう考え方もある中で、統一教会から抜け出したいというふうな方の相談はそれでいいと思います。ただ、統一教会の中に信者で北九州に今現在住んでいる人もいる中で、そういう人が普通に市政相談、例えば僕たちのところに道路をどうにかしてほしいとか、ここの市道にどうにかしてほしいという相談があると思います。その相談をもしにくくなると思うんですよ。

この団体自体は僕もいい団体とは思っていません。今まで犯罪行為とかもいろいろ

あったというふうになっているので、それは僕は賛同はしていませんけども、ただ、その中には、暴力団と違うんです。暴力団というのは中に入る時点で、もうそういう悪いことをしようということが目的で入っているから。ただ、宗教というのは、だまされている、洗脳している、悪意のない人たちも中に紛れ込んでいるんです。みんなが悪意を持って、お金をだまし取ろうと思ってやっている人たちじゃなくて、悪意なく、中にだまされて入っている人たちをも僕たちは軽蔑するような感じで、関係を持たないでおこうとしていることが問題じゃないかなと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（鷹木研一郎君） 46番 山内議員。

◆46番（山内涼成君） 生活相談とは全く別の話だと思います。こういう反社会的な旧統一教会との関わりを持たないということと、思想信条の自由ということは全く別問題であろうと考えています。

○議長（鷹木研一郎君） 51番 篠原議員。

◆51番（篠原研治君） 僕たちは別問題だと区切っていますが、こういう決議案を僕たちが出すことによって、通すことによって、今純粋に中で信じている、洗脳され続けている人たちがこの決議案を見たらどう感じるでしょうかということを問うているんです。僕たちがどうこうよりも、その人たちがどうかということが気になるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鷹木研一郎君） 46番 山内議員。

◆46番（山内涼成君） 議員のおっしゃることも分かりますけれども、議員としてどうするかという決議であると考えていますので、そこら辺の勘違いをなさらないようにお願いしたいんです。よろしくお願いします。

○議長（鷹木研一郎君） 51番 篠原議員。

◆51番（篠原研治君） この決議案というのは、法的な拘束とかないですし、皆さんでこうしていこうねというようなことだと思います。こうしていこうねという、これ何も拘束されることではないんですが、だったら出さなくていいんじゃないですか。これ皆さんなんかパフォーマンスというか、票集めのような形で、今世間がそっちに行っているから反対できないということで、反対しているようにも感じます。

これって、だから決議案を出す意味ないじゃないですか。誰か皆さん実際に関係を持ったところで、別にそれが罰則されるわけではないですし、これパフォーマンスのためじゃないかとも思うんですが、もっと解決するためにどうしようかという決議案を出すということにはならなかったんでしょうか。

○議長（鷹木研一郎君） 46番 山内議員。

◆46番（山内涼成君） いずれにしても、反社会的な旧統一教会との活動、議員として助長またはお墨つきを与えないという意味での関係を絶つという宣誓であります。よろしくお願いします。

△日程第46 請願・陳情の継続審査について

△日程第47 所管事務の継続調査について

△日程第48 会議録署名議員の指名

○議長（鷹木研一郎君） 篠原議員に申し上げます。時間がなくなりました。時間切れ。

以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案10件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。

まず、議員提出議案第42号から45号まで及び51号の5件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第46号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。
次に、議員提出議案第47号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。
次に、議員提出議案第48号及び49号の2件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、いずれも否決されました。
ただいまの議員提出議案第48号の議決により、陳情第108号については、不採択とすることに決定したものとみなします。
次に、議員提出議案第50号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。
次に、日程第46 請願・陳情の継続審査についてを議題といたします。
各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、請願及び陳情の閉会中継続審査申出書が提出されております。
お諮りいたします。申出のあった請願9件及び陳情99件のうち、さきに不採択の取扱いをした陳情第108号を除く陳情98件については、いずれも閉会中継続審査を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。
次に、日程第47 所管事務の継続調査についてを議題といたします。
各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、所管事務の閉会中継続調査申出書が提出されております。
お諮りいたします。申出のとおり、閉会中継続調査を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。
次に、日程第48 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、3番 田中議員、22番 松岡議員を指名いたします。
以上で議事は終了いたしました。
これをもちまして令和4年12月北九州市議会定例会を閉会いたします。

午前11時4分閉会

総務財政委員会報告書

令和4年

12月14日

北九州市議会議長 鷹木 研一郎 様

総務財政委員会委員長

田中 元